

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年11月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成23年12月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 下新田地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 小立岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 段の岡地区	〃
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修) 南新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修) 広庄池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 下野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 大畑3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 下出用地2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 中出6号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 玉田地区	〃
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修) 立石地区	〃